

1. 部活動の趣旨

部活動は、学校教育の一環として、同じ目的や趣味を持つ生徒が学年や学級を超えて集まり、自主的活動を中心に「目標」達成のために互いに競い、励まし、協力することで、以下のような資質・能力の育成を図り、健全な心身の発達を目指す。

- (1) 個性の伸長
- (2) 自主的・自発的な態度の育成
- (3) 責任感や連帯感の涵養活動
- (4) 学級や学年を離れ仲間や指導者と密接に触れ合うことによる好ましい人間関係の形成
- (5) 体力の向上と健康の増進
- (6) 運動や文化および科学等における生涯学習の基礎の育成

2. 基本的な考え方

- (1) 希望入部制を原則とする。
- (2) 土曜日、日曜日、祭日、長期休業中は、原則として顧問の指揮下で活動を行う。
- (3) 部活動に参加しない生徒については、保護者に確認の上、特別に用事のない日は下校させる。

3. 組織

- (1) 部活動の運営にあたり次の組織を置く。
 - ①部活動顧問会議：校長、教頭および全顧問（全教諭）をもって構成する。
 - ②部活動運営委員会：校長、教頭および代表顧問(校務運営委員が兼ねる)を持って構成する
 - ③部活動検討委員会：学校評議員が兼ねる。
- (2) 部活動顧問会議は、部の活動に関する具体的な問題や、規定の改正などの問題について審議し、決定する。
- (3) 部活動運営委員会は、部の活動に関する具体的な問題や、規定の改正などの問題について審議し、部活動顧問会議に提案する。
- (4) 部活動検討委員会は、部活動の実施状況について検討し、校長に改善策等を提案する。

4. 部の設置に関すること

- (1) 部の設置については、以下の条件を満たすものとする。
 - ①運動部活動については、中学校体育連盟で認められた種目であり、大会に参加するなど具体的な目標の設定が可能なものであること。
 - ②文化・科学等の部活動については、大会やコンクールへの参加等、具体的な目標の設定が可能なものであること。
 - ③練習等、日常的に校内での活動が可能なものであること。
 - ④必要最小の部員数は3名とする。ただし、団体種目の場合は、各競技の団体戦等における最大構成人数とする。 ※1の趣旨および1-(3)(4)の目的を達成するため
- (2) 部の構成にあたっては、必ず全ての学年の生徒が所属することとする。

※1-(3)(4)の目的を達成するため

- (3) 駅伝部については、全校生徒を対象に本人の希望や体育の授業や校内における長距離走大会の結果等を基に募集をし、設置をする。
- (4) 部の廃部については、別添資料1 廃部規定により部活動顧問会議で審議し、決定する。
- (5) 部活動設置可能の適正数を部活動指導可能教職員の2分の1程度とする。今後の生徒数減少を考慮し部活動の数は現状より増やさないが、適正数内であれば、部活動廃部規定にある条件を満たす場合に限り、部の復活を可能とする。
- (6) 本年度設置する部活動は、以下の部を設け、それぞれ顧問教員1名以上、生徒に部長、副部長等を各部活動ごとに適正な数をおく。

【運動部】

- ①野球部、②サッカー部、③陸上部、④男子ソフトテニス部、⑤女子ソフトテニス部、⑥男子バスケットボール部、⑦女子バスケットボール部、⑧男子バレーボール部、⑨女子バレーボール部、⑩男子卓球部、⑪女子卓球部、⑫男子剣道部、⑬女子剣道部、⑭男子柔道部、⑮女子体操部

【文化部】

- ⑯吹奏楽部、⑰美術部

5. 入・退部に関すること

- (1) 希望生徒とその保護者が規定の様式により申し出たものを、学級担任、顧問が承認したものが入部することができる。新入生・転入生については、一定の仮入部期間を設けた後に入部することができる。
- (2) 部の在籍期間は3年とする。
- (3) 転・退部は、本人・保護者・顧問・担任と話し合いの後に所定の手続きを取って転部もしくは退部を認め、部活動顧問会議で報告する。(別添資料2 参照)

6. 活動日・時間に関すること

- (1) 活動日は原則として平日とする。ただし、土曜日・日曜日・祭日・長期休業中の活動に関して、適切な指導計画のもと、校長の承認を得て活動することができる。なお、その際には、保護者に通知すると共に、渋川市教育委員会および群馬県教育委員会より通知された「適正な部活動の運営に関する方針」を遵守する。

(2) 活動時間

- ①平日の部活動開始時刻は、5校時の日は15時20分、6校時終了の日は16時20分とする。
- ②平日の部活動終了時刻は、職員の勤務終了時刻の16時45分とする。
- ③ただし、生徒の強い希望があり顧問がそれを認め指導可能とする場合は、部活動終了時刻以降も練習開始時刻からの総時間が2時間程度の活動ができる。その際、日没に合わせ生徒の下校時の安全に配慮し、次の表の通り季節に応じた活動終了時刻を設ける。
- ④9月から3月の5校時の日は完全下校を6校時の日と同じ時刻とする。

期間(月)	4～7	8	9	10	11～1	2	3
活動終了時刻	18:15	18:00	17:45	17:15	17:00	17:15	17:45
完全下校時刻	18:30	18:15	18:00	17:30	17:15	17:30	18:00
朝練習	不可	可	可	可	可	可	可

- (3) 朝練習に関しては、放課後の練習時間が十分にとれる日は、原則実施しない。
放課後練習時間が十分にとれない時期であっても、朝練習を行う場合は、中体連主催大会1ヶ月前の希望者による実施とし、参加申込書の提出を求める。また、顧問は、朝練習の実施を部活動顧問会議に報告する。
駅伝部等、年間を通して放課後練習の予定がない部については、保護者の許可を得た希望者のみ実施できる。
活動時間は、いずれの場合も7時30分から8時00分までとし、7時20分以降に登校する。

7. 活動に関すること

- (1) 部の活動は、学校教育の妨げにならないよう配慮する。教科・学校行事・学級活動・生徒会活動などと重なる場合はそれらを優先するように計画する。
- (2) 定期試験などは一定の期間、活動を停止し、生徒の学習に支障のないようにする。ただし、大会などの期間中およびその直前については、部活動顧問会議で提案し、校長の承認を得て活動することができる。なお、その旨を保護者に通知する。
定期試験前の部活動停止期間は、次の通りとする。

	1年生	2年生	3年生
1学期期末	7日間	3日間	
2学期中間	3日間		/
2学期期末	5日間		
3学期期末	5日間		

- (3) 顧問が不在の場合(職員会議や校内研修も含む)は、原則として活動しないものとする。ただし、本校教職員が1名以上、活動場所にいる場合はその限りではない。
- (4) 顧問は、活動にあたって活動計画を作成し生徒に周知するとともに、生徒の健康、安全の管理に充分配慮する。
- (5) 部活動中に怪我・病気等が発生した場合には、適切な処置を講じ、速やかに保護者と管理職に連絡する。

8. 部の運営に関すること

- (1) 部の運営に関する費用は自己負担を原則とする。
- (2) 部の運営費は、生徒会および後援会の予算から補助する。

9. 対外試合・コンクール等に関すること

- (1) 参加できる大会・合宿等は次の通りとし、顧問による引率を行う。
- ① 中学校体育連盟または教育委員会の主催(後援も含む)する大会
 - ② 中学校体育連盟の競技部の主催する大会および合同練習会
 - ③ 部の所属する競技等の協会や連盟の主催する大会および合宿・練習会
 - ④ 双方の校長が認めた他校との練習試合 ※手続きは現行通り
- (2) (1)以外の合宿や練習会への部活動としての参加は、原則として認められない。
- (3) 県外へ出る際は、校長に計画書を提出する。
- (4) 仮入部期間における大会出場は原則として認めない。部員数が足りず大会参加ができ

ない場合や渋川北群馬中学校体育連盟各競技部または群馬県中学校体育連盟各競技部の大会運営の都合等やむを得ない状況の際は、次の条件を満たす生徒に限り部活動顧問会議で検討し、校長の承認を得て出場を認める。

- ①生徒の入部希望が強く、3年間継続する意思が硬い。
- ②保護者も同意している
- ③入部以前にスポーツ少年団等でその競技を経験しているか、大会参加が可能な程にその競技に精通している。

10. 部活動保護者会に関すること

- (1) 必要に応じて各部ごとに、部活動保護者会を組織する。
- (2) 保護者会を組織した場合は、部活動の体制が新しくなった際、保護者会または、各部代表保護者会を開催する。(例4月・9月)

11. その他

- (1) 部は学校代表として、校長の認めた対外の行事、試合、コンクール等に参加することができる。
- (2) 本校の部活動にない種目で、社会体育や地域のスポーツ団体等に所属し、中学校体育連盟の主催する大会に個人で出場を希望する生徒には、原則出場させる方向で対応する。ただし、その年度の4月末日までに出場の意思を示した者に限る。
具体的対応については、部活動顧問会議で審議し、決定する。
- (3) 部活動外部指導者については、渋川市の外部指導者派遣事業の活用を原則とする。
その他の場合は、部活動顧問会議で検討の上、校長の承認を得る。また、渋川北群馬中学校体育連盟および群馬県中学校体育連盟の外部指導者に関する規定に則る。
- (4) 本規程の改正は、部活動顧問会議で検討の上、校長の承認をもって行う。
- (5) 本規定は、本校の「部活動方針」として、保護者・地域へ公開する。

平成31年4月2日より実施

別添資料

- 1 部活動廃部規定
- 2 入退部手続きに関する確認事項
- 3 適正な部活動の運営に関する方針(群馬県教育委員会・渋川市教育委員会)
※3については市の方針が出された後に完備する。

別添資料 1

渋川北中学校 部活動廃部規定

本校の部活動については、県および市教育委員会の示す「適正な部活動の運営に関する方針」に則り、指導者や施設・設備の状況に応じながら適正な数（4の(5)）の部になるようにするため、以下の規定を定める。

1. 2大会連続で中体連主催大会に団体で正式出場することができなかった部については、原則廃部とする。
 - 中体連主催大会の出場に際しては、正式部員数が各種目の団体戦等における最大構成人数（備考の1）を満たしていなければ、正式出場とならない。
 - 正式部員数は、年度始の部活動編成時の部員数とする。
2. 部員数が2名となった場合は廃部対象となり、次年度以降の募集は行わない。
また、残りの部員が引退後、廃部とする。（3年生引退後は部員数1名）
3. 3年生引退後、1・2年だけで団体戦等における最大構成人数が確保できなくなった場合は、次年度募集の際、廃部の可能性を伝えた上で、条件付き募集とする。
次年度に新入部員が入部しても団体戦等における最大構成人数が確保できない場合は、その後の部員募集は行わず、残りの部員が引退後、廃部とする。
4. 3年生の引退以外でいずれかの学年の部員が0になった場合には、廃部対象とし、次年度の部員募集は行わない。所属する部員の引退または転部後、廃部とする。
5. 廃部になる部活動に所属し活動期間が残されている生徒については、転部希望がある場合、所定の手続きを取って転部を認める。

《備考》

1 各競技の団体戦等における最大構成人数(人)

・野球 9 ・サッカー 9 ・陸上(リレー) 4 ・テニス 6 ・バスケットボール 5 ・バレーボール 6 ・柔道男 5 ・剣道男女 5 ・体操 4 ・卓球 6

ただし、休部・廃部であっても、希望があれば水泳やスキー・スケートと同様に社会体育などで練習し、個人として中体連主催大会の個人競技には出場することができる。

（引率顧問が必要）

2 文化部の場合

※吹奏楽部……………3年引退後5人以下になった場合、新入生には廃部の可能性があることを伝え募集する。新年度、部員が5人以下の場合は廃部とする。

※美術部……………原則、文化部として廃部にしない。（募集を行う）

3 部活動の新設・創部 今後は原則認めない。

4 その他 ○上記廃部規定以外でも廃部が望ましいと思われる状況が発生した場合は、部活動顧問会議で協議し、決定する。

○一度廃部となった部活動が復活するには、同一学年内で団体戦等における最大構成人数の部員が入部することを必須の条件とする。その上で、顧問や施設設備等の観点から部活動顧問会議で、復活の是非を検討し決定する。

※サッカー部最大構成人数を11から9に変更（令和元年9月部活動顧問会議で決定）

別添資料2

入退部手続きに関する確認事項

— 生徒手帳「7部活動について」より —

- (1) 原則として全ての生徒が、文化的・体育的な部に所属し、3年間続けて活動する。
- (2) 1年生は指定日まで仮入部とし、入部届提出後から正式入部とする。
- (3) 退部する場合は、必ず保護者、担任、顧問と相談し、退部届けを提出する。
- (4) 退部後、他の部活動に再入部する場合には、必ず保護者、担任、顧問と相談し、仮入部を経て再入部届を提出する。
- (5) 部活動は年度更新制とし、2・3年生は継続届けの提出をもって部活動の継続を認める。
- (6) 原則として、引退した後3年生は勉学に励み、進路を切りひらくことができるようにし、部活動は行わない。
- (7) 部の顧問の指示に従って活動する。
- (8) 部室には部活動に必要でないものは置かない。
- (9) 部活動の終了時刻を守る。

1 入部手続き

(1) 通常の入部（年度始）

- ① 4月第2週 部活動見学期間
- ② 第3週 仮入部期間
- ③ 第3週 週初めに担任より部活動入部届を配布 ※2・3年生には継続届
- ④ 第4週 入部届提出 部活動編成 ※2・3年生は継続届

(2) 年度途中の入部

- 第3項の転部に準ずる

2 退部手続き

- ① 生徒は、担任に退部の意思を申し出て、退部届を発行してもらう。
- ② 生徒は、退部届に必要事項を記入し、担任に提出する。
- ③ 担任は、本人、保護者、顧問と連絡・調整を行う。
- ④ 担任は、部活動顧問会議で退部生徒を報告する。
- ⑤ 部活動顧問会議での承認を持って、退部を認める。

3 転部手続き

- ① 既に部活動に在籍している生徒は、退部手続きの①～⑤を済ませる。
- ② 転部希望生徒は、退部届の発行を担任に願い出る際に転部希望を申し出る。
- ③ 転部希望生徒は、退部手続きが済んだ後、転部希望部活動顧問に再入部届を提出する。
- ④ 転部希望生徒は、顧問の指定する一定期間の仮入部を行う。
- ⑤ 顧問は、部活動顧問会議で生徒の転部の是非を報告する。
- ⑥ 部活動顧問会議での承認を持って、顧問は再入部届を受理し、転部を認める。